

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認に反対する意見書

安倍首相は、去る5月15日に私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が発表した報告書を受け、集団的自衛権の行使を認めるという憲法解釈を変更する意向を表明し、政府・与党に検討を指示した。

集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使することである。歴代の内閣は、我が国は集団的自衛権を保有しているが、「国の交戦権を認めない」としている憲法第9条の規定によって行使できない、という立場に立ってきた。ところが、憲法改正の手続きによらず、閣議決定によって憲法解釈の変更を行うことは、国民主権や立憲主義を大きく脅かすものであり、政府・与党の内部をはじめ、内閣法制局の元長官からも批判の声が上がっている。

通常国会は6月22日に閉会した。集団的自衛権行使をめぐることは、与党協議が終盤まで続けられたが、本質的に行使容認を目指していることに変わりはない。このままでは、国会閉会中に憲法解釈の変更が閣議決定されかねない。

集団的自衛権の行使を認めれば、アジアをはじめとして世界各国から、戦後一度も自衛隊を直接的な戦争行為に送らなかった日本の評価を低下させ、近隣諸国との対立を深刻にする恐れがある。

よって、武蔵野市議会は、政府に対し、国会での議論が尽くされていない状態で、国のあり方を根本的に変更することにつながる集団的自衛権の行使容認を憲法解釈の変更によって行わないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

あて